

レインフォレスト・アライ アンス

手引き

トレーサビリティ

第1版

翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、英語の公式版を参照してください。翻訳で生じた不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、www.rainforest-alliance.org にアクセスするか、info@ra.org にお問い合わせください。

資料名		資料コード	版
トレーサビリティ手引書		SA-G-SC-42-V1JP	第 1.0 版
初版日	改訂日	有効開始日	有効終了日
2022 年 1 月 31 日	なし	2022 年 1 月 31 日	別途通知があるまでの間
開発者		承認者	
サプライチェーン認証部		基準と保証部ディレクター	
リンク先			
レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準 農場要件 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準 サプライチェーン要件 SA-S-SD-7-V1.1 付属文書 S6 トレーサビリティ			
差し替え			
なし			
該当者			
認証保有者			
国/地域			
全世界			
農作物		認証の種類	
レインフォレスト・アライアンス認証システムの範囲内のすべての農作物。認証規則を参照してください。		農場認証およびサプライチェーン認証	

この手引き書には拘束力は**ありません**。これは、本書が、上の「リンク先」欄に記載された資料に規定された要件を、読者が理解、解釈、および実施する際に役立つ重要な情報を提供するものであることを意味します。しかしながら、本書の以下の手引きは、必須ではありません。

目次

本書の目的と範囲	4
1. はじめに.....	4
1.1 トレーサビリティとは（レインフォレスト・アライアンスにとって）	4
1.2 トレーサビリティが重要である理由	4
1.3 トレーサビリティが保証される根拠.....	4
2. トレーサビリティ要件の適用対象.....	5
2.1 「現場の」（オンサイト） および紙媒体トレーサビリティ	5
2.2 オンライントレーサビリティ.....	5
3. オンライントレーサビリティの手順.....	6
3.1 オンライントレーサビリティの開始	6
3.2 オンライントレーサビリティの終了	6
レインフォレスト・アライアンス認証数量を削除する	7
ブランドオーナーとして数量を引換え処理する	8
小売レベルでのトレーサビリティの終了.....	8
4. オンライントレーサビリティに反映される法的所有権.....	10
4.1 下請業者.....	10
4.2 企業内財務事業体.....	11
4.3 半製品または最終製品を販売する農場 CH.....	12
4.4 オークション（競売）チャネル経由での農場 CH からサプライチェーン CH への販売.....	12
4.5 マスバランス要件の適用対象.....	12
5. 従来のレインフォレスト・アライアンス認証マークの使用	13
6. 移行期間中の取り組み.....	14
概要.....	14
6.1 限定的なオンライントレーサビリティ（ハーブ、スパイス、ルイボス、ナッツ、およびシード）	14
6.2 複合オンライントレーサビリティ（コーヒー）	14
6.3 複数原料製品（カカオ）	15
6.4 マスバランス（カカオ）	15
6.5 トレーサビリティの報告（茶類）	15
6.6 小売（ブランドオーナーとしての） トレーサビリティ	15
6.7 SD/SI の記録.....	15

本書の目的と範囲

本書では、レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準のトレーサビリティ要件について説明します。

1. はじめに

1.1 トレーサビリティとは（レインフォレスト・アライアンスにとって）

トレーサビリティは、レインフォレスト・アライアンスが、製品をブランドオーナーから[サプライチェーンをさかのぼり認証農場に至るまで](#)追跡可能であることを保証します。認証製品として販売される製品がこの誓約を遵守していることを保証する上で、トレーサビリティは不可欠です。

トレーサビリティは、サプライチェーンの全段階にわたって認証数量の工程を追跡する文書を意味します。そのため、トレーサビリティは、認証農作物が生産される農場のレベルで始まり、その農作物をレインフォレスト・アライアンス認証表示をともなう消費者向け最終製品として販売するブランドオーナーのレベルで終了します。トレーサビリティ要件は、従来の認証プログラム（UTZ2015 認証プログラムとレインフォレスト・アライアンス 2017 認証プログラム）において生産された数量、およびレインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準（SAS）に基づいて認証された数量に対して適用されます。

組織は、以下の3つの方法で、トレーサビリティ文書を管理する必要があります。

- a. 「紙媒体」トレーサビリティ。これは、認証製品の購入と販売の全記録の写しを保管すること意味する。
- b. オンライントレーサビリティ。これは、認証製品の購入と販売に関する情報を、レインフォレスト・アライアンス プラットフォームに入力することを意味する。
- c. 「現場の」（オンサイト）トレーサビリティ。これは、レインフォレスト・アライアンス認証数量が非認証数量と区別可能であることを保証するための手順に従うことを意味する。

1.2 トレーサビリティが重要である理由

トレーサビリティによって、製品工程に関する検証可能な情報が得られることで、レインフォレスト・アライアンス認証製品について正確な表示が行えるようになるため、トレーサビリティは、認証にとって核となる部分です。

1.3 トレーサビリティが保証される根拠

レインフォレスト・アライアンス 2020 基準には、認証数量のトレーサビリティを保証するために、次の2つの要件群が定められています。

- 1) 「現場の」（オンサイト）トレーサビリティを実施する際の規則を規定した要件群（「紙媒体」文書による記録、認証数量の物理的な取り扱いに関するその他の慣行を含む）
- 2) レインフォレスト・アライアンス トレーサビリティプラットフォームを使用してレインフォレスト・アライアンス認証数量のオンライントレーサビリティを管理する際の規則を規定した要件群-

2. トレーサビリティ要件の適用対象

レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムのトレーサビリティ要件は、すべての認証保有者に適用されます。また、認証の対象であるすべての農作物を対象とします。

2.1 現場のおよび紙媒体トレーサビリティ

現場のトレーサビリティに関する要件（レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準の 2.1 章）は、すべての農場認証保有者およびサプライチェーン認証保有者（CH）に適用されます。

2.2 オンライントレーサビリティ

オンライントレーサビリティに関する要件は、認証数量を生産する農場認証保有者をはじめとする、認証数量を法的に所有するすべての CH に適用されます（以下の章を参照）。

現在はまだ 2020 認証プログラムに移行中のため、製品のトレーサビリティは、以前の UTZ 認証プログラムとレインフォレスト・アライアンス 2017 認証プログラムで使用されていたものを含む、複数のトレーサビリティプラットフォーム上で記録されています。これは、特定の農作物に関しては、レインフォレスト・アライアンス 2020 基準に定められたトレーサビリティに関する規則と要件を、まだ完全には、レインフォレスト・アライアンス トレーサビリティプラットフォーム上で実施できないことを意味します。このトレーサビリティ課題を解決するシステムの方策がまだ実装されていない農作物に関しては、オンライントレーサビリティの維持管理に関する 2.2 節は、そのようなシステムがレインフォレスト・アライアンス オンラインプラットフォーム上で利用可能になってから初めて適用されます。現場のおよび紙媒体トレーサビリティ要件は、農作物によらずに、必ず適用されます。

2.2 節の適用性の詳細については、第 6 章を参照してください。

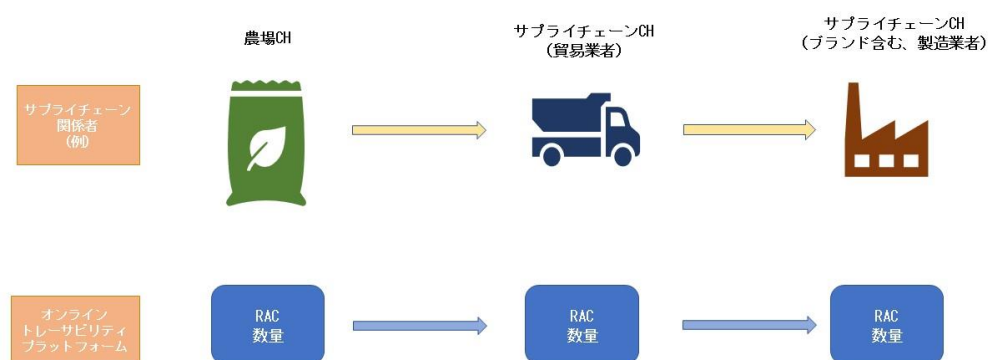
3. オンライントレーサビリティの手順

レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムのすべての CH は、オンライントレーサビリティに関する要件を実施できるよう、レインフォレスト・アライアンス認証プラットフォーム (RACP) に認証アカウントを作成する（または該当する場合は、他の CH の認証アカウントに包含される）必要があります。CH が認証手順を無事に通過した場合は、レインフォレスト・アライアンスは、その認証に含まれる単一または複数の農作物のレインフォレスト・アライアンス認証数量を取引するためのライセンスを、その CH に付与します。

3.1 オンライントレーサビリティの開始

- オンライントレーサビリティは、農場 CH のレベルで始まる。個々の生産者から農場 CH までの製品工程を文書で記録することを義務付けたトレーサビリティ要件（「ファーストマイル」トレーサビリティ、すなわち団体構成員から仲買人/集荷業者を通じて保管施設のレベルに至るまで）は、「紙媒体」システムを使用し、物理的な取り扱いに関する要件を守りつつ、遵守される必要があるが、それらは現時点ではオンライントレーサビリティプラットフォームに反映されない。農場 CH（生産者団体か個別か大規模かを問わず）は、レインフォレスト・アライアンス プラットフォームにトレーサビリティアカウントを持っているので、認証が付与され次第、そこから認証数量の販売取引書を発行できる。
- CH が、サプライチェーン活動だけではなく農業活動も行なう場合は、その CH は例外なく農場認証保有者と見なされるため、農場認証に適用されるトレーサビリティ要件を遵守する必要がある。その CH が実施する具体的な活動内容によっては、追加の要件が適用される可能性がある。
- 農場 CH が、認証製品の数量を、その認証数量の次の法的所有者となる購入者に販売する際、その農場 CH は、自身のトレーサビリティアカウントで取引書を発行し、その数量を、その購入者のアカウントに「移動」させる。その数量がブランドオーナーに到達するか、その他の理由でトレーサビリティが終了されるまで、関係者がその認証数量を新しい購入者（法的所有者）に販売するたびに、その取引はその販売者によってオンライントレーサビリティプラットフォーム上で記録される（3.2 章を参照）。

図 1：サプライチェーンのトレーサビリティ（概略）



3.2 オンライントレーサビリティの終了

レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムでは、認証数量のトレーサビリティが、ブランドオーナーのレベルに至るまで、サプライチェーンの全段階にわたって維持管理される必要がある

ます（詳細は 6.6 章を参照）。次の通り、オンライントレーサビリティの終了が認められるシナリオもあります。

レインフォレスト・アライアンス認証数量を削除する

数量が、サプライチェーン関係者の 1 つによって、レインフォレスト・アライアンス認証として販売されない場合は、当該数量は、レインフォレスト・アライアンス トレーサビリティプラットフォームから「削除」されます。これは、そのような数量は、もはやレインフォレスト・アライアンス認証数量としては利用できないため、その数量の所有者が、プラットフォーム上で、自身のトレーサビリティアカウントからその数量を消去することを意味します。製品をレインフォレスト・アライアンス認証として販売しない理由には、次などが考えられます。

- 製品が紛失したと見なされている（すなわち、価値を損なっているまたは廃棄されている。[定義](#)を参照）、または、
- 製品が、以降、非認証として、またはその製品が複数のスキームで認証されていた場合に他の認証スキームで、販売される。

「削除」されると、レインフォレスト・アライアンス オンライントレーサビリティは終了になります。例外は、マスバランストレーサビリティです。マスバランストレーサビリティでは、数量クレジットは、（複数認証）数量が後に非レインフォレスト・アライアンス認証として販売される場合も、削除される必要がありません。

- **例 1：** コーヒー貿易業者ブライトビーンズ社が、有機認証とレインフォレスト・アライアンス認証の両方を持つコーヒー生豆をコンテナ 1 本分購入する。その数量の半分は、以降、有機認証としてのみ販売される。したがって、当該数量はトレーサビリティプラットフォームから削除される。
- **例 2：** カカオ製品製造業者ゴールデンバー社が、レインフォレスト・アライアンスと有機栽培の認証カカオマスをコンテナ 1 本分購入する。トレーサビリティの種類はマスバランスである。そのカカオマスはチョコレートバーの生産に使用される。そのチョコレートバーにはレインフォレスト・アライアンスマークは付けられておらず、有機栽培認証のみとして販売される。当初に購入されたレインフォレスト・アライアンス マスバランスクレジットは、トレーサビリティプラットフォームから削除される必要はない。

図 2：トレーサビリティが終了する場合の例 1（削除による）



注：トレーサビリティの種類がマスバランスの場合は、それらの数量が非RACとして販売される場合は、数量/在庫クレジットをシステムから削除する必要はない。

注：遡及的表示

元々はレインフォレスト・アライアンス認証であったが、レインフォレスト・アライアンス認証表示をとまわらずに購入した数量について、購入者が、表示することを望む場合も想定される。これは遡

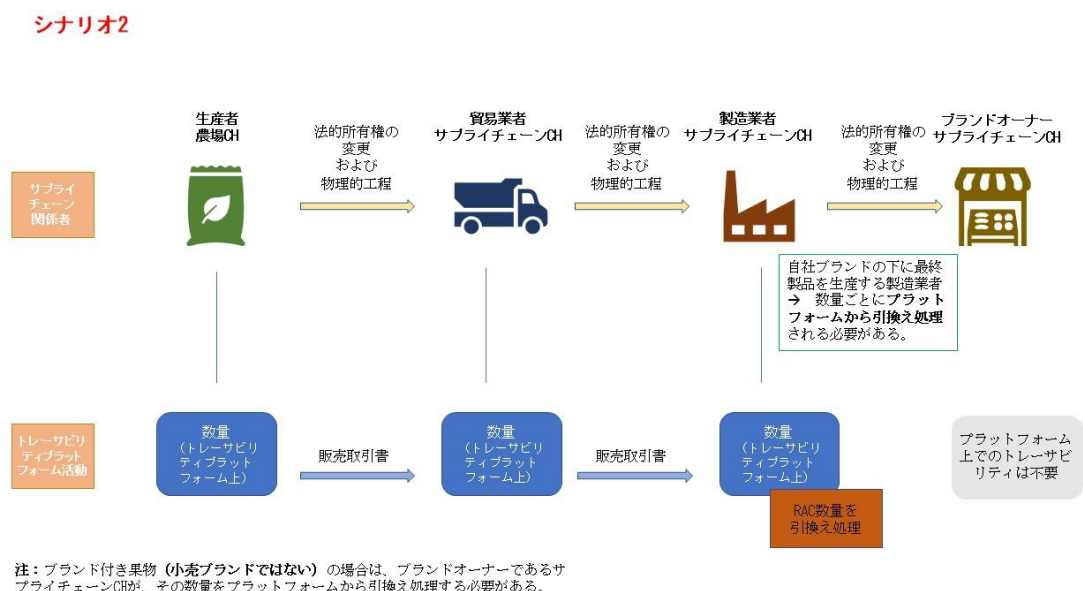
及的表示と呼ばれる。遡及的表示は、販売者と購入者（例えば農場とサプライチェーン CH）の両方が、その数量が購入された日に有効な認証書を所持していた場合に認められる。この場合、関係する両 CH のどちらが遡及的表示依頼をレインフォレスト・アライアンスに送っても構わない。レインフォレスト・アライアンスは、そのような表示の許可が可能かどうかを査定する。遡及的表示を許可する前提条件は、責任の共有要件を含む、持続可能な農業基準の適用要件が、両者によって遵守されていることである。

ブランドオーナーとして数量を引換え処理する

数量が、サプライチェーンを通じてレインフォレスト・アライアンス認証として販売される場合に、サプライチェーン関係者が、その認証数量をトレーサビリティプラットフォームから「引換え処理」すると、トレーサビリティは終了します。サプライチェーン関係者は、自身のブランドで販売される消費者向け最終製品を生産する場合に、その数量を引換え処理します。サプライチェーン関係者が消費者向け最終製品を生産する場合（梱包やラベリングを含む。例 2 のブランド付き果物に対する取り組みに留意）に、そのサプライチェーン関係者が、その製品で使用された数量を引換え処理すると、以降、その数量は、トレーサビリティプラットフォーム上での取り扱いが無くなります。最終製品のその先の販売（例えば流通業者や小売業者への）は、オンライントレーサビリティプラットフォーム上では記録されません。

- **例 1：**チョコドリーム社は、自社ブランドで市場投入されるチョコレートバーを生産している。そのレインフォレスト・アライアンス認証カカオ数量は、チョコドリームによって、トレーサビリティプラットフォームから引換え処理される。
- **例 2：**トゥッティフルッティ社は、マンゴーのブランドオーナーである。同ブランドのステッカーは、農場レベルでマンゴーへの貼付けが行われる。トレーサビリティの範囲は、農場 CH から、数量が引換え処理されるトゥッティフルッティ社までである必要がある。これは、ブランド付き果物（小売ブランドではない）の場合は、ブランドオーナーであるサプライチェーン CH が、その数量をプラットフォームから引換え処理する必要があることを意味する。

図 3：トレーサビリティが終了する場合の例 2（引換え処理による）



小売レベルでのトレーサビリティの終了

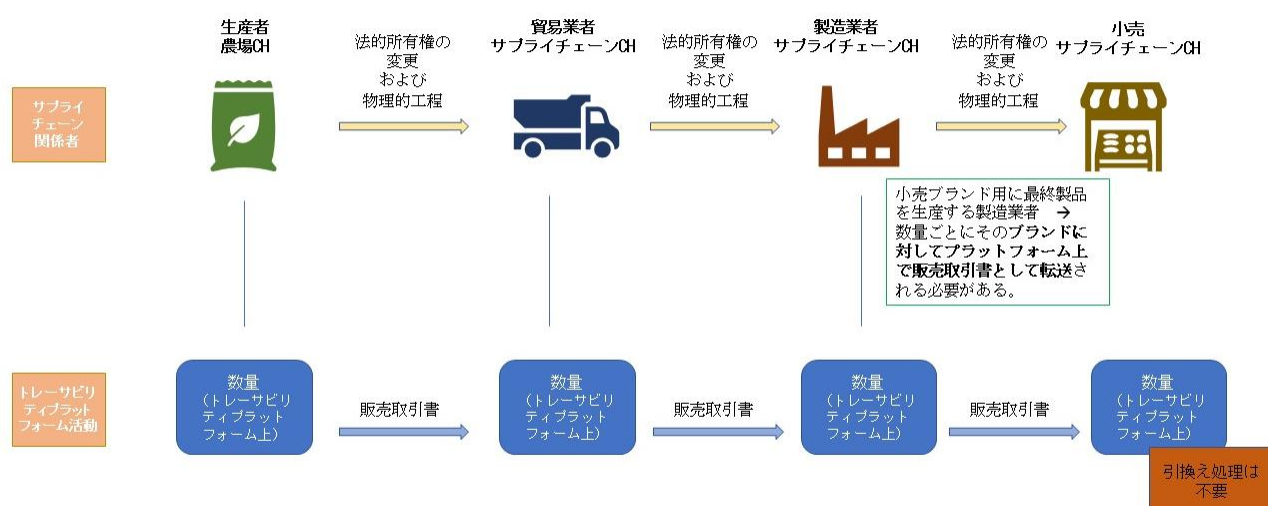
認証製品の数量が、小売業者のブランドの下に販売される消費者向け最終製品の生産に使用される場合は、その小売業者が、レインフォレスト・アライアンス認証として販売される数量を引換え処理す

る必要はありません。ただし、その小売業者は、その最終製品の認証数量の販売取引書が、販売者から、その小売業者のトレーサビリティアカウントに対して確実に作成されるようにし、この販売取引を確認する必要があります。また、その小売業者は、入荷取引が、購入した数量の請求書と一致することを確認しなければなりません（要件 2.2.2 を参照）。これは、小売業者のブランドの下での販売が予定される数量に関しては、トレーサビリティは、小売業者が自身のトレーサビリティアカウントで数量の取引書を受領および確認することで終了することを意味します。

例：ある企業は、ある小売業者が自社のプライベートブランド「テイスティー・ティー」の下で販売するための一連のハーブティー製品を生産している。これらの茶類製品に使用されるハーブ類のレイنفォレスト・アライアンス認証数量は、その小売業者への販売取引書として、トレーサビリティプラットフォームを通じて反映される必要がある。

ブランドがつかない果物に関しては、その果物が、小売レベルに至るまでサプライチェーンの全体段階でレイنفォレスト・アライアンス認証として販売される場合は、小売業者がブランドオーナーと見なされる。この場合、オンライントレーサビリティは、小売業者のレベルまで提供される必要がある。

図 4：トレーサビリティが終了する場合の例 3（数量を小売業者のアカウントに移動することによる）



注：ブランド付きではない果物に関しては、果物が、小売レベルに至るまで、サプライチェーンの全体段階でレイنفォレスト・アライアンス認証として販売される場合は、小売業者がブランドオーナーと見なされる。

4. オンライントレーサビリティに反映される法的所有権

レインフォレスト・アライアンス オンラインプラットフォーム上でのオンライントレーサビリティは、レインフォレスト・アライアンス認証数量の法的所有権を追跡します。これは、レインフォレスト・アライアンス認証数量を法的に所有するサプライチェーン関係者が、認証数量の販売時および購入時に記録することによって、オンライントレーサビリティを提供する必要があることを意味します。法的所有権の変更は、購入した数量に対する請求書への支払いによって定義されます。オンライントレーサビリティの管理は、サプライチェーンでその認証数量の所有権を取得する関係者によって異なる場合があります。以下項目では、オンライントレーサビリティの管理方法の手引きを、サプライチェーン関係者の種類ごとに提供します。

4.1 下請業者

組織が下請業者と提携する場合（例えば、加工・精選、梱包のためなど）、認証数量の法的所有権は、その数量を契約先組織が物理的に保持する間も、通常は、契約元組織に残ります。下請業者は、契約元組織の一員として認証を受けることもできますし、自社の認証書を取得することもできます。

例：倉庫は、通常、さまざまな CH の認証数量を保管する。倉庫は、契約元の各 CH の認証書に含められることも選択できるが、自社の認証書を取得することも選択できる。

下請業者（例えば加工・精選業者）が、契約元 CH（例えば農場）の認証範囲に含まれる場合、トレーサビリティアカウントを保有する必要があるのは、契約元 CH のみです。トレーサビリティは CH レベル（農場）のままであり、これは、同 CH には、その認証数量の加工・精選活動に関連する、すべての購入、販売、ならびに換算係数を報告する責任があることを意味します。

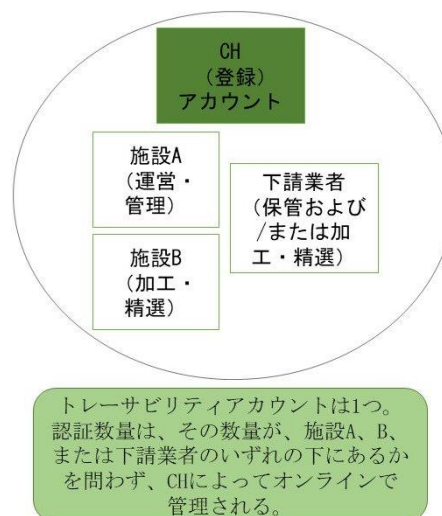


図 5：下請業者（状況 A）

下請業者が、自社で認証書を保有しているが、認証数量の法的所有権を取得しない場合、または物理的な変更を加えない場合（例えば、下請業者が、レインフォレスト・アライアンス認証である数量を認証企業のために保管する場合）、その下請業者は、オンライントレーサビリティプラットフォーム上で、契約元組織からのおよび契約元組織への当該認証製品の物理的な移動を反映する必要はありません。

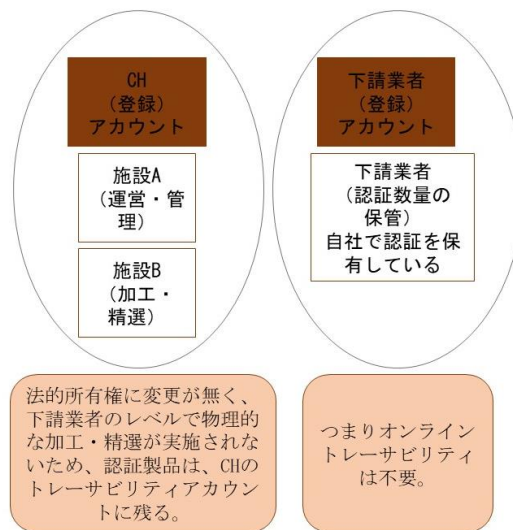


図 6：下請業者（状況 B）

下請業者が、自社で認証書を保有していて、加工・精選を行うためにレインフォレスト・アライアンス認証数量を物理的に取得する場合、その法的所有者（契約元組織）は、その下請業者のトレーサビリティアカウントにその加工・精選過程が反映されるよう、その下請業者に対して、レインフォレスト・アライアンス認証数量の取引書を発行しなければなりません。認証数量の物理的な加工・精選後は、該当する場合に法的所有者がその先のトレーサビリティ活動を実施できるよう、契約先組織は、その認証数量を法的所有者に返送します（物理的な移動とともに、その数量をオンラインプラットフォーム上で移動させることによって）。

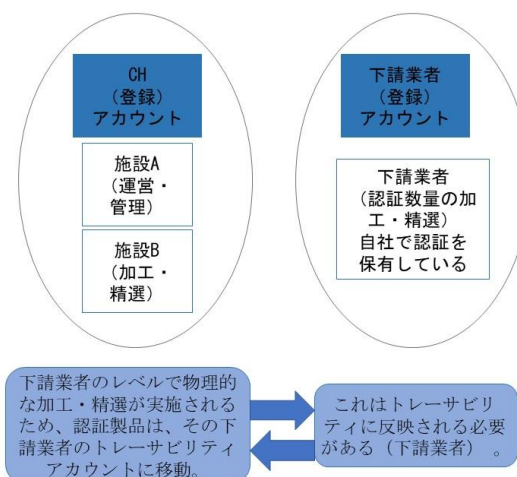


図 7：下請業者（状況 C）

4.2 企業内財務事業体

認証製品の法的所有権が、2020 認証規則および審査規則に基づいた認証の範囲に通常は含まれない事業体にある企業も、少なくありません。例えば、実際の認証保有者と同一の法的組織の下にある、レインフォレスト・アライアンス認証製品の支払いに全責任を負う事業体です。認証保有者が、レインフォレスト・アライアンス認証製品に関して、購入契約を結び、判断を行う事業体です。

上記のような企業内組織では、プラットフォーム上でのトレーサビリティの経路は、認証保有者を追跡するため、支払事業体は含まれません。すなわち、支払事業体への取引書の発行は割愛して構いません。

注：レインフォレスト・アライアンスは、レインフォレスト・アライアンス認証数量に対する企業の事業体の具体的な役割を把握するために、企業内組織を注意深く査定する。そのような組織は、状況により個別に評価され、レインフォレスト・アライアンス サプライチェーン認証部門によって、トレーサビリティに関する指示が与えられる。

4.3 半製品または最終製品を販売する農場 CH

農業活動を実施する事業体は、レインフォレスト・アライアンス認証では、その認証の範囲に含まれる加工・精選過程や施設の数にかかわらず、農場 CH と見なされます。一部の農場 CH は、認証農作物を、小売業者に販売できるよう、消費者向け最終製品に加工します。この場合、農場 CH は、最終購入者に販売取引書が発行されるまで、同農場 CH のトレーサビリティアカウント上にその認証数量を維持します（該当する場合、加工過程の記入も含む）。農場 CH が、消費者向け最終製品を、自身のブランドの下で販売する場合は、その農場 CH が、トレーサビリティプラットフォームからその数量を引換え処理する必要があります。農場 CH が、消費者向け最終製品を、自社ブランドの下でその製品を販売するサプライチェーン関係者（例えば小売業者）に販売する場合は、その農場 CH が、そのサプライチェーン関係者に対して、その数量の販売取引書を発行しなければなりません。

4.4 オークション（競売）チャネル経由での農場 CH からサプライチェーン CH への販売

一部の農産物に関しては、農場 CH の製品はオークションを通じて販売可能です。そのような場合、レインフォレスト・アライアンス認証である数量は、通常、バイヤーが不明のオークションに出荷されます。そのため、その数量は、販売が確認されるまでは、引き続き農場 CH が所有者です。農場 CH は、オークション後に、その数量の法的所有者が第一バイヤーになった時点で、販売取引書を発行しなければなりません。

4.5 マスバランス要件の適用対象

マスバランスは、認証カカオ、オレンジ果汁、花卉、ヘーゼルナッツ、ココナッツ油、ならびに2022年4月以降はハーブとスパイス類およびその他のハーブティー原料を取り扱うサプライチェーン CH に利用可能なトレーサビリティの種類です。それらの農作物に関しては、農場 CH から最初のサプライチェーン CH への法的所有権の変更後に、マスバランス規則および要件が適用されます。農場 CH にとって、これは、それらの農作物が、収穫された時点から第一バイヤー（農場 CH の後の最初のサプライチェーン CH）に届けられる時点まで、物理的に完全分離される必要があることを意味します。最初のサプライチェーン CH とそれ以降のサプライチェーンの各段階においては、認証数量と非認証数量は、マスバランス規則および要件に準拠していれば、物理的に混合可能です。

農場 CH が、他の農場からレインフォレスト・アライアンス認証である数量を購入する場合も、農場トレーサビリティ要件は適用され、すべての数量が、同一性保持のトレーサビリティの種類に従って扱われなければなりません。

上記規則の例外は、農場 CH のレベルですでにマスバランスが適用されている可能性がある、ヘーゼルナッツ、ココナッツ油、および花卉です。これは、マスバランスが、管理者のレベルで認められることを意味しますが、その場合でも、個々の団体構成員や農場は、認証製品を、非認証製品との混合が無いようにする必要があります。

5. 従来のレインフォレスト・アライアンス認証マークの使用

先般の[従来のレインフォレスト・アライアンス認証マークと UTZ ラベルの段階的廃止](#)を踏まえて、レインフォレスト・アライアンスは、従来の両方の商標に対して、2022 年 12 月 31 日まで、デザインの提出を引き続き認めています。2022 年 1 月 1 日以降、すべての承認は、2 年の有効期限が与えられます。

従来の両方の商標に対しては、適用される商標方針は、この期間中も引き続き適用されます（[レインフォレスト・アライアンス商標の使用に関する要件と手引き](#)および [UTZ ラベル表示と商標方針, 2017 年 6 月](#)）。これには、同方針に定められた**最低認証含有率要件**も含まれます。

質問がある場合は、customersuccess@ra.org にお問い合わせください。

6. 移行期間中の取り組み

レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準に記載されているトレーサビリティ要件は、2021 年 7 月 1 日に発効しました。これは、同日以降は、現場のおよびオンライントレーサビリティに関連する要件に準拠しなければならないことを意味します。

例を挙げましょう。要件 2.2.1 は、取引が、「出荷が行われた四半期の終了時から遅くとも 2 週間後以内」に記録されると規定しています。したがって、7 月 1 日に出荷された数量については、取引の記録の最終期限は、10 月 15 日になります。

要件は、合併前の UTZ、合併前のレインフォレスト・アライアンス、およびレインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準から、現時点で導入されているすべてのトレーサビリティプラットフォームに至るまでの数量に対して適用されます。

概要

レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準に基づいたレインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラム、UTZ2015 認証プログラム、およびレインフォレスト・アライアンス 2017 認証プログラムの、現時点でのすべての CH 用プラットフォームとそれらの目的の概要については、こちらの[ウェブサイト](#)を参照してください。

6.1 限定的なオンライントレーサビリティ（ハーブ、スパイス、ルイボス、ナッツ、およびシード）

ハーブ、スパイス、ルイボス、ならびにナッツとシード類（ヘーゼルナッツを除く）については、オンライントレーサビリティに関連する要件（持続可能な農業基準の 2.2 章）に関し、現時点ではマルチトレースでサポートされていません。そのため、以下が適用されます。

- 2.1 章で規定されているトレーサビリティ要件（「現場の」）は、すべての農場 CH とサプライチェーン CH によって実施される必要がある。
- 2.2 章の要件（オンライントレーサビリティ）は、次に基づいて認証された数量を取り扱う CH に対しては適用されない。
 - レインフォレスト・アライアンス 2017 ハーブおよびスパイス類、ハーブティー原料、およびルイボス
 - レインフォレスト・アライアンス 2017 ナッツとシード類
- UTZ プログラムで認証されたハーブティーとルイボスの数量については、トレーサビリティ要件は、GIP プラットフォームを使用したオンライントレーサビリティに従うことによって準拠される必要がある。
- レインフォレスト・アライアンス トレーサビリティプラットフォームが利用可能になり次第、すべての数量がプラットフォーム（マルチトレース）上で記録されなければならない予定です。

6.2 一体化されたオンライントレーサビリティ（コーヒー）

コーヒーでは、オンライントレーサビリティは、現在、複数のプラットフォーム上で実施されていますが、近日中にマルチトレースに移行する予定です。移行期間中は次の通りです。

- UTZ 数量はマルチトレースを使用
- レインフォレスト・アライアンス 2017 数量はマーケットプレイスを使用
- レインフォレスト・アライアンス 2020 数量はマルチトレースを使用

そのため、次が適用されます。

- 2.1 章で規定されているトレーサビリティ要件（「現場の」）は、すべての農場 CH とサプライチェーン CH によって実施される必要がある。
- 2.2 章の要件（オンライントレーサビリティ）は、次の認証された数量を取り扱う CH に対して適用される。

- マーケットプレイスのレインフォレスト・アライアンス 2017 コーヒー
- マルチトレースの UTZ コーヒー
- マルチトレースのレインフォレスト・アライアンス 2020 コーヒー

6.3 複数原料製品（カカオ）

カカオでは、複数原料製品（例えばチョコレート）のトレーサビリティは、2022 年 7 月 1 日に開始予定です。2022 年 7 月 1 日以降、すべてのカカオの出荷は、カカオに対する複数原料製品要件に準拠していなければなりません（例えば、チョコレート、およびその他の混合製品）。

6.4 マスバランス（カカオ）

2021 年第 4 四半期のマスバランスの出荷は、2022 年 1 月 31 日から 2022 年 2 月 28 日まで、マルチトレース上での入力が認められます。

マスバランス数量に対するオリジン・マッチング（原産国の一致）は、2021 年 7 月 1 日から必要です。一部の国では、必要な供給の構築にまだ時間を要します。これに対処するため、企業は、投資の約束を行っており、約束を果たしている場合に、2021 年、2022 年、および/または 2023 年に対する一年ごとの例外が認められています。このようにして、完全なオリジン・マッチング（原産国の一致）は、2023 年の末日までに導入される予定です。詳細は[付属文書 S6](#)を参照してください。

6.5 トレーサビリティの報告（茶類）

認証保有者は、2021 年第 3 四半期と第 4 四半期の取引を、2022 年の第 1 四半期の終了時まで、すなわち 2022 年 4 月 15 日までに、マルチトレース上で報告する必要があります。バイヤーには、最終期限の 4 月 15 日を守るために、自社のサプライヤーに入力を依頼してください。第 3 四半期と第 4 四半期に取引されるすべての数量が記録される必要があります。

これは、ブレンド茶と加工済み茶を購入する、自身でブレンド/加工を行わない CH に適用される通常のトレーサビリティ規則の例外です。

この例外は、次の CH には適用されません。1) ブレンド/加工済み茶類とブレンドしていない/加工済みではない茶類の両方のバイヤー、あるいは、2) ブレンドではないまたは加工済みではない茶類すなわちオリジナルティー類または原料のみを購入するバイヤー

6.6 小売（ブランドオーナーとしての）トレーサビリティ

茶類、ヘーゼルナッツ、果物（生鮮品と加工品）、花卉、および野菜については、小売業者への取引書の発行に関するトレーサビリティ要件に準拠しなければなりません。

カカオ、コーヒー、ハーブとスパイス類、ルイボス、およびナッツ類（ヘーゼルナッツを除く）については、小売レベルまでのトレーサビリティ（小売業者がブランドオーナーである場合）は、現時点ではまだ実施できません。小売レベルまでのトレーサビリティは、当該農作物部門の数量が、単一のトレーサビリティプラットフォーム上ですべて取り扱い可能な場合に、適用可能になります。

例：小売業者用にブランド付き製品を生産するコーヒー焙煎業者は、コーヒーが単一のプラットフォーム上にある場合には、トレーサビリティプラットフォーム上でその小売業者への取引書を入力する必要がある。

6.7 SD/SI の記録

SD/SI の記録は、支払いの実施から遅くとも 3 ヶ月後以内に行われます。SD/SI 支払いの記録は、オンラインプラットフォームを通じて、認証数量の取引に直接的に結び付けられています。移行期間中

は、SD/SI 支払いの記録は、オンライントレーサビリティが利用可能で、SD/SI 欄が有効になっている場合は、オンラインで行われなければなりません。いずれの場合においても、SD/SI 要件の必須化開始日以降は、SD/SI 支払いの記録が利用可能になっていなければなりません。詳細については、[付属文書 S14 責任の共有](#)を参照してください。